

## 6 「農業経営研究」編集規程

第1条 この規程は、会則第5条2に基づき、機関誌の発行について定める。

第2条 本誌は年4回発行する。発行月は4月、7月、10月、1月とする。

第3条 本誌の掲載内容はシンポジウム論文・シンポジウム報告・総説・研究論文・技術論文・報告論文・翻訳論文・実践記録・研究動向・誌上討論・用語解説・書評・図書紹介・資料紹介・その他をもって構成する。なお、これらに必要な投稿要領・審査要領は別に定めるものとする。

第4条 本誌は会員からの投稿原稿と依頼原稿から成る。投稿原稿は、投稿要領に従って作成され、審査要領に基づいて複数の審査員による審査を経て受理されたものが掲載される。依頼原稿は、編集委員長が会員等に執筆を依頼し、複数の審査員による審査を経て受理されたものが掲載される。シンポジウム論文・シンポジウム報告・総説・誌上討論・書評・図書紹介・資料紹介は依頼原稿とする。

第5条 研究大会シンポジウム特集号（原則として4月号）は、シンポジウム論文（依頼原稿）、討論の要約等を掲載する。また、個別報告の報告論文については、原則として7月号、10月号及び1月号に掲載する。

第6条 研究論文・技術論文・報告論文・翻訳論文の投稿者は、刊行費の一部として、農業経営研究投稿要領に定める掲載料を負担する。

第7条 投稿原稿が投稿要領に規定したページ数を超過することを、常任編集委員会がとくに認めた場合には、それにとまう経費は著者の実費負担とする。

第8条 英文タイトルおよび英文サマリーは、常任編集委員会の責任において決定する。

第9条 本規程の改廃は、編集委員会決定し、理事会の承認を受け、総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和58年10月22日から施行する。
2. 規程の一部を昭和63年10月05日から改訂する。
3. 規程の一部を平成07年10月06日から改訂する。
4. 規程の一部を平成08年07月20日から改訂する。
5. 規程の一部を平成12年02月01日から改訂する。
6. 規程の一部を平成16年07月15日から改訂する。
7. 規程の一部を平成21年09月20日から改訂する。
8. 規程の一部を平成22年09月16日から改訂する。
9. 規程の一部を平成25年09月21日から改正する。
10. 規程の一部を平成27年09月11日から改正する。
11. 規程の一部を令和04年03月12日から改正する。
12. 規程の一部を令和04年09月09日から改正する。
13. 規程の一部を令和05年03月26日から改正する。